

## 九重町のことをもっと知りたい方へ！

1

## 九重町まちづくり出前講座

**内 容**／住民の皆さまが主催する会合や催しに町職員が出向き、行政情報や暮らしに役立つ講座をお届けします。「町のことをもっと知りたい」「生活に役立つ知識を学びたい」そんな皆さまの学習意欲にお応えし、行政をより身近に感じていただくための事業です。共に学び、語り合うことで、一緒に住みよい九重町を作って行きましょう。ぜひお気軽にご利用ください。

**開催日時**／平日の午前9時～午後9時までの間（1回あたり2時間以内）でご依頼ください。

**開催場所**／九重町内（各地区の集会所や町内の事業所など）

**対 象**／町にお住まいの方や、町内で働いている・学校に通っている方10人以上集まる団体・グループでお申し込みください。

**手 続 き**／講座一覧から希望のメニューを選び、開催希望日の2週間前までに「出前講座申込書」をご提出ください。 ※申込書は各地区公民館に準備しています。

## 出前講座メニュー

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| * 九重町まち・ひと・しごと総合戦略 | * 人・農地プラン          |
| * 経営所得安定対策         | * 有害鳥獣被害防止対策       |
| * マイナンバー制度         | * 介護保険、健康づくり、福祉    |
| * 議会のしくみと議員活動      | * 人権問題             |
| * 九重町の財政           | * 安心・安全なまちづくり      |
| * 子育て支援事業          | * 公共交通（コミュニティバス含む） |

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎0973-76-3888

## あなたのやる気応援します！

2

## まちの担い手応援事業

**内 容**／広い視野とスキルを身につけ、主体的にまちづくりに関わろうとする方をサポートする事業です。地域を元気にするリーダーとして、あるいは専門知識を持つ実務者として、今後、九重町で活躍する皆さまの活動を後押しします。

**対象事業**／①地域づくり 自信と誇りを持てる地域づくりを目的とする研修等  
②ものづくり 地場産業の活性化につながる技術研修等  
③国際交流 国際的資質、交流による相互理解を深める研修等  
④資格取得 介護・福祉関係の資格、大型免許等の取得

**助成内容**／事業内容により対象経費の50%～90%（上限あり）

**そ の 他**／本事業を利用される方は、以下のご協力をお願いします。

- ①地域活動への参加：まちづくり協議会などの団体に加入し町の人材バンクへ登録すること。
- ②町内での就業（資格取得の方のみ）：町内の事業所で3年以上働くこと。

**手 続 き**／①受付期間

予算の範囲内で年3回程度行います。（第1回締切は5月末を予定）  
受付期間に関わらず、興味のある方は随時、お気軽にご相談ください。

②提出書類

申請書類：補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書、経費（計画）の内訳書、  
所要額証書、誓約書（資格取得のみ）、事業の内容がわかる書類  
実績書類：実績報告書、補助金等交付請求書（清算書）、経費（実績）の内訳書、その他事業  
実施内容が分かる書類（レポート、写真、資格者証、領収書等）

③その他事項

申請は必ず事業実施前をお願いします。事業実施後の申請は受け付けられません。  
申請後、補助金交付決定まで日数を要します。特に補助金額が10万円を超える申請については「審査会」があります。実施日までの期間を考え、余裕を持って申請してください。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎0973-76-3888

## 集会所の改修を補助します！

### 3

### 地区集会所改修事業

**内 容**／地域住民の皆さまの生活環境向上を図るため、各地区にある集会所施設の改修に対する助成を行っています。皆さまの交流の場である集会所が、安全で快適な施設として長く活用されるよう、改修工事に係る費用を支援する制度です。改修をご検討されている地区は、ぜひご活用ください。

**対 象**／行政区で管理する集会所施設の耐用年数延長や生活環境改善に係る経費

**助成内容**／対象経費の2/3以内（上限150万円）

**手 続 き**／①事前の問い合わせについて

事業の内容や対象についてお気軽にご相談ください。

②受付期間について

第1次申込み期間：5月1日（金）～5月29日（金）

※第1次受付の申請状況により、予算の範囲で随時受け付けします。

③提出書類について

申請書類：補助金等交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積書、現状写真、振込口座の確認できる書類

実績書類：補助金等交付請求書、収支決算書、修繕中の写真、実績報告書

④注意点：修繕完了後、完了検査の立ち合いをお願いします。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎0973-76-3888

## 民間集会施設の活用を応援します！

### 4

### 民間集会施設有効活用事業

**内 容**／既存の集会所を保有しない、または既存の集会所が老朽化により利用困難な地区において、民間施設を活用するための改修費用等を助成します。施設の有効活用によって、負担の少ない継続的な集落機能の維持を図ることを目的としています。

※ここでいう地区とは、行政区または行政区の集合体になります。

**対 象**／地区が借り上げた施設で会議及び集会に必要な機能を備えた施設

**助成内容**／①施設改修等：2/3以内（上限50万円）

②機能維持：10/10（年額上限12万円まで）

**手 続 き**／①事前の問い合わせが必要です。

②受付期間：令和8年5月1日（金）～令和8年5月29日（金）

※第1次受付の申請状況により、予算の範囲で随時受け付けします。

③提出書類について

申請書類：補助金交付申請書、収支予算書、事業計画書、見積書（改修）、現状写真、振込口座の確認できる書類、賃貸借契約書控え

実績書類：補助金等交付請求書、収支決算書、修繕状況の写真、実績報告書

④注意点：施設改修等については改修完了後、完了検査の立会をお願いします。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎0973-76-3888